I3 視覚障がい者のための補装具・日常生活用具の例

1. 視覚障がい者用の補装具

(1) 視覚障害者安全つえ(白杖)

●用具の解説

障害物を探知するために使用するもので、シャフトを白色又は黄色に塗装若しくは加工 したもので、普通用、携帯用、身体支持用に分類される。

[普通用] 携帯用、身体支持併用以外のもの

[携帯用] 折りたたみ又はスライド等により鞄等に収納して持ち運びができるもの

[身体支持併用] | 本の脚部と | つの握り部からなり、前腕支持部がないもので、身体の支持やバランス保持の目的を含むもの

【白杖の選び方】

●一本杖(直杖)と折りたたみ杖

一本村は折りたたみ村のようなつなぎ目がないため、路面情報などの伝導性、耐久性に優れています。折りたたみ村は、つなぎ目の部分と、一本につなぐためのゴム紐がある分、 一本村より重くなりますが、使わないときはたたんでバッグに入れておけるなど、携帯性に優れています。

*一本杖 商品例:セガワケーン(直杖)スタンダード ※非課税品

*折りたたみ杖 商品例:セガワケーン(折りたたみ)スタンダード ※非課税品

●シンボルケーン

視覚に障害のあることを周りに知らせる機能に重点を置いて作られた白杖を、とくにシンボルケーンと呼んでいます。シンボルケーンは携帯性を重視し、軽く、細く作られています。「探査機」「緩衝器」としても使えますが、通常の白杖と比べると耐久性、操作性などの点において劣ります。

*シンボルケーン 商品例:セガワスリムケーン(折りたたみ)スタンダード ※非課税 品

●白杖の長さ

一人で歩くことを目的にした時の白杖の長さは、直立させた時に地面から脇の下までの

長さ、または身長マイナス 40 c mの長さを目安とするのが一般的です。この目安の長さが同じ人同士でも、腕の長さ、脚の長さ、歩幅、歩く速さなどが違えば白杖の長さは違ってきます。

白杖の種類にかかわらず、白杖をシンボルとして使う場合は、上記の目安より 10 から 20 c mくらい短くてもよいでしょう。

●白いサポートケーン

視覚障害者の中には、高齢であることや運動機能障害を有するなどの理由から、身体を 支えるための杖、サポートケーンが必要になる人もいます。その際、白いサポートケーン を使うことで、周囲の人に身体機能の低下だけではなく、視覚障害があることも知らせる ことができます。サポートケーンの長さの決定には、理学療法士からの助言を受けること をお勧めします。

*サポートケーン 商品例:L字サポートケーン長さ調節式 ※非課税品

●石突の種類など

白杖の先端についている石突にもいくつかの種類があります。白杖の使い方によって石 突の種類を決めると、とても歩きやすくなります。初めて白杖を購入するときや、今まで 使っている白杖が使いにくい場合は、白杖の長さや石突の種類を再検討するために、視覚 障害者情報提供施設(点字図書館)などに在籍する歩行訓練士に相談されることを勧めま す。

参考文献:

厚生労働省告示第528号「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」

社会福祉法人日本点字図書館「わくわく用具ショップ 視覚障害者用具カタログ 2022 年版」

(2) 義眼

●用具の解説

欠失した眼球の一部又は全部の外観を整え、眼窩等の形態を保持するために装着する人 工の眼をいう。

「レディメイド〕

虹彩や強膜の色、サイズ等が統一された既製のもの

上限価格: 17,900 円

[オーダーメイド]

採型等により、健常眼に合わせて、形状、色等を細密に合わせて製作されるもの

上限価格:86,900円

耐用年数:2年

【留意点】

義眼は、眼球摘出後や眼球内容除去後の無眼球の場合だけでなく、眼球が残っている場合であっても眼球癆、眼球萎縮、先天性小眼球症、角膜白斑など様々な場合に必要となる。

医師の処方を確認の上支給の決定をする。

現在、レディメイドはほとんど作られず、オーダーメイドが主流。

参考文献:

厚生労働省告示第528号「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」

テクノエイド協会「補装具費支給事務ガイドブック」

(3) 眼鏡

[矯正用]

●用具の解説

屈折異常を矯正する目的で、眼球に接触せずに、レンズ等を眼の前方に掛ける構造を有するもの

*6D未満:上限価格 I6,900 円

*6D以上I0D未満:上限価格 20,200 円

* I O D以上 2 O D未満:上限価格 24,000 円

*20D以上:上限価格 24,000 円

耐用年数:4年

【備 考】

・上限価格はレンズ 2 枚 | 組のものとし、枠を含むものであること

- ・乱視を含む場合は、片眼または両眼にかかわらず、4,350円増しとすること
- ・遮光用としての機能が必要な場合は、31,200円とすること

[遮光用]

●対象者

以下の要件を満たす者

- 1) 羞明を来たしていること
- 2) 羞明の軽減に遮光眼鏡の装用より優先される治療法がないこと
- 3)補装具費支給事務取扱指針に定める眼科医による選定、処方であること
- ※難病患者等に限り身体障害者手帳を要件としないものであり、それ以外は視覚障害により身体障害者手帳を取得していることが要件となる。

●用具の解説

羞明を軽減する目的で、可視光のうちの一部の透過を抑制するものであって、分光透過 率曲線が公表されているもの

[前掛式] 上限価格 22,400 円 [掛めがね式] 上限価格 31,200 円

耐用年数:4年

[コンタクトレンズ]

●対象者

(多段階)

角膜形状異常や強度屈折異常等のため一般的なコンタクトレンズ装用が困難で真に必要な者

(虹彩付き)

角膜白斑あるいは羞明等があり、遮光用の眼鏡装用が困難で真に必要な者

●用具の解説

屈折異常を矯正し、又は羞明を軽減する目的で、角膜の表面に装着して使用するもの 上限価格 13,000 円 耐用年数:2年

【備考】

・上限価格はレンズ | 枚のものであること

・多段階レンズについては、7,150 円、虹彩付レンズについては、5,150 円増しとする こと

[弱視用(高倍率)]

●対象者

職業上又は教育上真に必要な者

●用具の解説

対象物の眼への入射角を拡大(又は縮小)して見る器械で、通常、焦点非結像系の光学系を持つもの。眼鏡フレームに固定された「掛めがね式」と手に持って使用する「焦点調整式」の2種類がある。

A 掛めがね式:上限価格 38,200 円

B 焦点調整式(単眼鏡):上限価格 18,600 円

耐用年数:4年

【備考】

・高倍率(3倍以上)の主鏡を必要とする場合は、焦点調整式の上限価格の範囲内で必要 な額を加算すること

参考文献: 厚生労働省告示第528号「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に 関する基準」

2. 視覚障がい者用の日常生活用具

【概要】

日常生活用具については、補装具費と同様にお住いの市町村障がい福祉担当窓口に給付申請の手続きが必要となります。ただし、補装具費支給制度の場合、対象種目や基準額が全国一律なのに対し、日常生活用具給付制度については、対象になる商品、基準額等が各市町村によって異なります。

以下に鳥取市において指定されている日常生活用具(「鳥取市障がい者(児)日常生活 用具給付事業実施要綱別表」(R5.4.1 時点)より抜粋)の中で、視覚障がい者が比較的よ く利用される種目を例示します。

詳しくは、お住いの障がい福祉担当窓口に問い合わせされるか、最寄りの鳥取県視覚障がい者支援センター及び鳥取県ロービジョン相談窓口まで御相談ください。

種目	性能	基準額(円)	対象者	耐用年数
電磁調理器	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	41,000	視覚障がいの程度 が I 級又は2級の もので、視覚障が い者のみの世帯及 びこれに準ずる世 帯	6年
歩行時間 延長信号 機用小型 送信機	視覚障がい者が容易 に使用し得るもの。 *商品例:シグナル エイド(エクシオテック)他	12,000	原則として6歳以 上の者で、視覚障 がいの程度が I 級 又は2級のもの	10年
盲人用体 温計(音 声式)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	9,000	原則として6歳以 上の者で、視覚障 がいの程度が I 級 又は2級のもの(視 覚障がい者のみの 世帯及びこれに準	5 年

			ずる世帯に限る。)	
盲人用体 重計	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	18,000	6歳以上の者で、 視覚障がいの程度 が I 級又は 2 級の もの(視覚障がい者 のみの世帯及びこ れに準ずる世帯に 限る。)	5 年
情報・通 信支援用 具	障がい者が情報機器 を使用する際に必要 な周辺機器、アプリ ケーションソフト *商品例:PC- Talker Neo Plus (高知システム開 発)他	100,000	視覚障がいの程度 が I 級若しくは2 級の者又は上肢機 能障がいの程度が I 級若しくは2級 の者	5 年
点字ディスプレイ	文タ字が*字イミの コーム という での はる のの まる のの まる のの おいま のの おいま での おいま での おいま でいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま か	383,500	Ⅰ 8歳以上の視覚 障がいの程度が2 級以上の者であつ て、必要と認めら れるもの	6 年
点字器 (標準 型)	A 32 マス 18 行、両面書真鍮板製 B 32 マス 18 行、両面書プラスチック製	6,798	視覚障がいを有す る者	7年
点字器 (携帯	A 32 マス 4 行、 片面書真アルミニュ	7,416	視覚障がいを有す る者	5年

用)	ーム製			
	B 32 マス I 2 行、片面書プラスチック製	1,699		
点字タイ プライタ ー	視覚障がい者が容易に操作できるもの	63,100	原則として 6 歳間 として 6 歳間 として 6 歳間 として 6 歳間 といい 2 を を できる はい 2 を がまい ない はい	5 年
視いーレー音生覚者タコ(・)がポルダ	音夕でD録よのを者る*トノ 等がるY び録が、易 に覚能式該れき覚使 がるB 及記生し容の品クン はびよ式該れき覚け で別に で現に で現に でれたる で別に でのののの ののの ののの ののの ののの のの のの のの のの のの のの	89,800	原則として6歳以 上の者で、視覚障 がいの程度が4級 以上のもの。	6年
視いーレー専覚者タコ(用がポルダ生	音タで DAISY もよい とり で B が で で で で で で で で で で で で で で で で で	48,000	原上が以にコ受2はのい上盲ーけ年のの人ダ、に原りをも用ー給活りの一分が、に原りのからのがある。 かんけん はい	6年

	1	I	T	
	を有するものを除		付対象外とす	
	く。)		る。)	
	*商品例:プレクス			
	トーク PTN3(シナ			
	ノケンシ)他			
視覚障が	文字情報と同一紙面	99,800	原則として6歳以	6年
い者用活	上に記載された当該		上の者で、視覚障	
字文書読	文字情報を暗号化し		がいの程度がⅠ級	
上げ装置	た情報を読み取り、		又は2級のもの	
	音声信号に変換して			
	出力する機能を有す			
	るもので、視覚障が			
	い者が容易に使用し			
	得るもの			
	*商品例:携带型			
	OCRマルチプレー			
	ヤー センスプレー			
	ヤー(エクストラ)			
	他			
視覚障が	画像入力装置に印刷	198,000	原則として6歳以	8年
い者用拡	物等を入力すること	,	上の視覚障がいを	•
大読書器	により以下のいずれ		有する者で、本装	
	かの処理ができるも		置により文字等を	
	0		読むことが可能に	
	(I) 簡単に拡大画像	50° 100	なるもの	
	(文字等)をモニタ			
	一に映し出せるもの			
	(2) 文字を音声で読			
	み上げるもの			
	(3) (1)(2)両方の機能			
	をもつもの			
	*商品例:メゾ・フ			
	オーカス(据置			
	4 4人(近日			

	T	T		
	型)、クローバー			
	10(携帯型)(い			
	ずれもシステムギア			
	ビジョン)他			
暗所視支	視覚障がい者が容易	395,000	原則として6歳以	8年
援眼鏡	に使用し得るもの		上の視覚障がいを	
	*商品例:HOYA		有する者で、医師	
	MWIO HIKARI		の判断による書面	
	(ViXiON)他		にて必要性がある	
			と認められるもの	
盲人用時	視覚障がい者が容易	13,300	1 5 歳以上の者	5 年
計	に使用し得るもの		で、視覚障がいの	
			程度が 級又は2	
		A T	級のもの(音声式時	
			計は、手指の触覚	
			に障がいがある等	
			のため触読式の使	
			用が困難な者を原	
			則とする。)	
点字図書	点字により作成され	必要と認めた額	主に、情報の入手	_
	た図書		を点字によってい	
			る視覚障がい者	
音声タグ	ICタグに登録され	59,800	原則として6歳以	6年
レコーダ	た当該音声情報を読		上の者で、視覚障	
_	み取り、内容を音声		がいの程度がⅠ級	
	として知らせる機能		又は2級のもの	
	を有するもので、視			
	覚障がい者が容易に			
	使用し得るもの			
視覚障が	テレビ音声及び	29,000	視覚障がいの程度	6年
い者用地	AM/FM 放送を受信		が1級又は2級の	
デジ対応	する機能を有し、視		もの	
ラジオ	覚障がい者が容易に			
	使用できるもの			

音声ガイ ド付き携 帯電話	障がい者が容易に使 用し得るもの *商品例:iPhone 各種、らくらくフォ	59,000	視覚障がい2級以 上で、 6歳以上 の児・者	5 年
	ン(ドコモ)他			
音声色彩	色彩を認識し、音に	47,000	視覚障がい2級以	6年
別装置	より色を伝えるもの		上で、学齢期以上	
	で、障がい者が容易		の児・者	
	に使用し得るもの			
音声キッ	音声による読上げ機	25,000	視覚障がい者の程	5 年
チンスケ	能を有するもので視		度が1級又は2級	
ール	覚障がい者が容易に		のもので、視覚障	
	使用し得るもの		がい者のみの世帯	
			及びこれに準ずる	
			世帯	
音声血圧	音声による読上げ機	10,000	視覚障がいの程度	5 年
計	能を有するもので視		が1級又は2級の	
	覚障がい者が容易に	Err 9 9	もので、視覚障が	
	使用し得るもの		い者のみの世帯及	
			びこれに準ずる世	
			帯	

【備考】

鳥取県ライトハウスのWEBサイト(URL: https://www.tottori-lighthouse.or.jp/) [視覚補助具・支援機器]ページにおいて、代表的な補装具や日常生活用具を商品の写真入りで紹介しています。また、各圏域毎にまとめた市町村別の「日常生活用具給付制度比較表」(PDF)をダウンロードできるようにしています。